

■安全対策について

沖縄県水上安全条例に基づき、以下の通り安全対策を行う

- (1) 参加承諾書・免責同意書及び参加者名簿の作成・記入
参加承諾書及び免責同意書を作成し事前に旅行社へ郵送。参加者生徒とその保護者に署名してもらい、それを基に参加者名簿を作成する。
- (2) 健康調査表(メディカルチェックリスト)の作成・記入
参加当日、健康調査表に生徒自身が健康状態を記入。回収後、チェックし参加の可否を決定する。
- (3) 健康状態の基準
体験ダイビング及びシュノーケリングに参加出来ない健康状態の基準を以下の通りに決める。
◇心臓等の循環器系、肺等の呼吸器系、神経系統に支障がある
◇現在耳鼻咽喉系に異常がある ◇急に意識を失う様な癲癇気質がある
- (4) 実施スタッフ名簿・スタッフ配置表の作成
各メニュー実施の際の担当指導員、アシスタントスタッフ、監視員等の配置図及び配置表を作成する。
マリンスポーツ開催前に、配置表・スケジュールと合わせて綿密な打ち合わせを行う。
- (5) 安全対策用器材の厳選・配置表の作成
厳選し配置表を作成する。
- (6) 厳守事項の設定
水上・水中以外の陸上での事故防止も含めて、円滑にマリンスポーツ進行を行う為に厳守及び協力事項を設定し、「修学旅行のしおり」等に表示または生徒全員へ告知してもらう。また、実施当日の朝礼、開会式においても指導員から口頭でも告知を行い、徹底した厳守に努める。
◇風邪気味、寝不足、体調不良の時は参加しない。 ◇決められたグループ単位で行動し、単独行動は絶対にしない。
◇各担当指導員及びスタッフの指示はよく聞き、必ず守る事。 ◇海水浴は必ず指定された遊泳区域内で行う。
◇係留されている船・マリンジェットには手を触れない。

沖縄北谷教育旅行・マリン体験学習 「マリン体験学習」安全対策組織構成図

